

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、介護収納システム	1 介護保険システム 2 介護収納システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番68 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条に規定される介護保険法第18条等	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番68 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条に規定される介護保険法第18条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第1 2の項 4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第2項	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第46条 (12) 第47条 に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等  (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第12条等	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等  (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉保健部介護福祉課長 高橋 美月	福祉保健部介護福祉課長 高橋 正恵	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部介護福祉課長 高橋 正恵	福祉保健部介護福祉課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第7号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表第一 項番68</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第1 2の項</p> <p>4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第2項</p>	<p>1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び 別表第一 項番68</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条に規定される介護保険法第18条等</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第2 項番3</p> <p>4 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則第4条第3項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、93、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第5号ハ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号及び第4号ロ (4) 第19条第1号ヨ (5) 第25条第3号ハ (6) 第30条第8号 (7) 第32条第1号ハ、同条第2号ハ及び第3号 (8) 第33条第5号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第44条第1号ヨ (11) 第47条第1号、第6号ニ、第8号ロ、第9号ロ に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等  (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94及び95 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第2条第1号及び第4号ロ (2) 第3条第1号及び第5号ハ (3) 第6条第1号、2号イ及び第6号ロ (4) 第19条第1号イ及びレ (5) 第25条第2号イ及び第3号ハ (6) 第30条第1号リ及び第3号リ (7) 第32条第1号ニ、第2号ニ及び第3号 (8) 第33条第6号 (9) 第43条第3号ハ (10) 第43条の2第11号ロ (11) 第44条第1号レ (12) 第46条 (13) 第47条 に規定される健康保険法第99条、介護保険法第18条等  (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番93、94 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第46条 (2) 第47条 に規定される介護保険法第36条等	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	